

納期内に納付が困難な場合は分割納付も可能ですのでご相談ください。(納期限は下記のとおりです。)

【令和2年度 介護保険料の納入期限】

期別	普通徴収の(納付書の方)の納付期限	期別	普通徴収(納付書の方)の納付期限
1期	6月30日(火)	3期	11月2日(月)
2期	8月31日(月)	4期	12月28日(月)

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 297072

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる方へ
介護保険料の徴収猶予制度について

制度 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に属する65歳以上(第1号被保険者)の方で介護保険料の納付が困難となった場合に、納付期限が6か月間猶予される制度です。

対象 (下記のいずれかに該当する方)

- (1)新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったことにより、生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯に属する第1号被保険者。
- (2)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入の減少が見込まれる世帯に属する第1号被保険者。

必要書類 ・介護保険料減免・徴収猶予申請書
 ・収入の減少を証明できるもの

(令和2年2月以降の収入と比較できる書類 例：給与明細書、事業収入など)

猶予される期間 各納期限から6か月以内。

注意事項 特別徴収の方は普通徴収に変更した以降の保険料が対象となります。
 なお、特別徴収が中止されるまでの間、年金から保険料が天引きされますが、特別徴収が中止したのち、お返しいたします。詳しくは、お問い合わせください。

◆古着・古布の種類が変わりました

この度、町との委託業者の変更により、取り扱う種類を多少変更しました。

出せるようになったもの カーテン、レースカーテン、くつ下、浴衣、着物

出せなくなったもの 皮革衣料品(革ジャン等)、カバン、バッグ類

詳しくは、ホームページや回収ボックスに記載してありますのでご確認ください。



◆熊出没によるゴミ排出のルール確認について

最近、安平町内及び近郊において熊の出没の通報が多々あります。

通常において当日、朝の8時30分までにゴミを出していただくことになっておりますので、改めてゴミの出し方のルールを再確認し、前日に出すのを控えていただきますようお願いいたします。

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎ 2940

レジ袋有料化

2020年7月1日スタート

レジ袋削減にご協力下さい

環境問題
解決の
第一歩

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖

化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況を踏まえ、令和2年7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩くなど、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

レジ袋有料化に関する問い合わせ先



消費者向け



事業者向け

☎ 0570-080180

☎ 0570-000930

